

市民意見募集結果

「和歌山市法定外公共物管理条例の骨子（案）」に対するご意見を募集した結果、6件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。貴重なご意見ありがとうございました。

■募集案件の概要

募集案件	和歌山市法定外公共物管理条例の骨子（案）
受付期間	平成30年1月26日～平成30年2月1日
ご意見の件数	6名・6件

■ご意見の概要と市の考え方

項目等	No.	ご意見の概要	市の考え方
維持管理	1	管理内容、適正利用等の内容を具体化すべき。	維持管理については、努力義務として規定します。
行為の禁止	2	支障を及ぼすおそれのある行為の内容を具体化すべき。	法定外公共物を損傷すること等の行為の禁止について規定します。
占用許可	3	占用許可基準について明確にすべき。	占用等の許可の内容、期間等について、規定します。
	4	占用等の許可において、利害関係者の同意書の提出を明確にすべき。	占用等の許可申請において、自治会・水利組合の意見書等の添付、また、利害関係の及ぶ場合、隣接地等所有者の意見書の添付について、規則で規定します。
その他	5	法定外公共物の用途廃止について、利害関係者の同意書の提出を明確にすべき。	法定外公共物の用途廃止については、本条例（案）とは別に、自治会・水利組合の意見書等の添付、隣接地等所有者の意見書の添付について、別途規則で規定します。
	6	水路の処分は、水質、水量等への影響があり、また、水路周辺の生態系、生活環境への影響が考えられることから、環境影響評価を求めるべき。	本条例（案）は、法定外公共物の保全及び適正な利用を図ることを目的とし、法定外公共物の改変を伴う行為や占用に関して、必要な手続き等を定めるものです。 生態系や生活環境への影響が大きく、環境影響評価が必要な行為については、その他の法令により規定されています。